

○茨城県立医療大学付属病院地域リハビリテーション推進委員会要綱

(平成12年11月6日第11回病院幹部会)

改正 平成15年7月28日 平成19年4月9日

平成21年9月29日 平成24年2月27日

平成29年5月8日 平成29年6月12日

(目的)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学付属病院委員会設置規程（平成8年医療大訓第38-3号）に基づき、茨城県立医療大学付属病院地域リハビリテーション推進委員会（以下「委員会」という。）の協議事項、委員等に関して必要な事項を定め、もって委員会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(委員会の協議事項)

第2条 茨城県立医療大学付属病院（以下「付属病院」という。）が担う地域リハビリテーション活動の推進を図るため、付属病院に委員会を設置する。

2 委員会の協議事項は、付属病院に係る次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 茨城県指定地域リハビリテーション支援センターの活動の推進に関する事
- (2) 周辺地域に対するリハビリテーション・ケア活動の推進に関する事
- (3) 茨城県指定小児リハ推進支援センターの活動の推進に関する事
- (4) その他、地域リハビリテーション活動の推進を図るために必要と認められる事項

(委員会の委員)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 茨城県地域リハビリテーション支援センター長
- (2) 茨城県指定小児リハ推進支援センター長
- (3) リハビリテーション部長
- (4) 診療部長が指名する者1名
- (5) 看護部長が指名する者1名
- (6) リハビリテーション部長が指名する者2名
- (7) 地域医療連携部長が指名する者1名
- (8) 大学教員のうちから病院長が推薦する者1名
- (9) 病院管理課長が指名する者1名
- (10) その他茨城県地域リハビリテーション支援センター長が指名する者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合又は委員が委員会を欠席する場合は、欠員し又は欠席する委員の所属する部署から代理者を出席させることができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員長には第3条第1項第1号に定める者をもってこれに充てる。

2 委員会には副委員長を置き、副委員長には第3条第1項第4号に定める者、又は、委員長が指名する者をもってこれに充てる。

3 副委員長は、議長として委員会の議事の進行を務めるとともに、委員長を補佐し、委員長に事故ある場合は、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時にこれを開催し、又は、開催を見送ることができる。

- 3 委員会は、委員の半数以上の出席をもって有効に成立したものとみなす。
- 4 委員会は、必要に応じて、委員以外の者に対して委員会への出席を求め、その意見を聴取することができるものとする。
- 5 委員会において議決を必要とする場合は、現に出席している委員の過半数によってこれを決するものとし、可否同数のときは、議長がこれを裁決するものとする。

(議事録)

第6条 議事録は事務局が作成し、委員長がこれを確認し、事務局がこれを保管する。

- 2 議事録一部を病院長に提出し、もって報告に代えるものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、病院管理課で処理する。

付 則 (抄)

- 1 この要綱は、平成12年11月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年7月28日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年9月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年 2月27日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年 5月 8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年 6月12日から施行する。